

(趣旨)

**第1条** この告示は、空き家を有効活用し、移住促進による人口増加を図るため、えびの市空き家バンク要綱(平成20年10月8日えびの市告示第141号)に定める空き家バンクの売買又は賃貸に関する契約を行う者が市内の施行業者を利用して家屋の改修等を行う場合にその経費の一部を補助するものとし、その交付について、えびの市補助金等交付規則(昭和51年えびの市規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助対象者は、申請者及び同一世帯員に市税の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) えびの市空き家バンクに物件登録している所有者等(空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者(あっせん及び仲介等を目的とした業務を行う者を除く。))
- (2) えびの市空き家バンクに利用登録している移住者(市外から生活拠点を市内に変える者又は市外から生活拠点を市内に変えて1年未満の者をいう。以下「移住者」という。)で前号の者との間において、売買に関する契約又は改修に関して書面による同意が得られている賃貸に関する契約を行うことができる者

(補助対象住宅)

**第3条** 補助の対象となる住宅は、市が実施する空き家バンクに登録している物件であって、物件登録者と移住者との間で年度内に売買契約又は賃貸借契約(3親等以内の親族関係による売買契約又は賃貸借契約を除く。)が締結される見込みがあり、移住者が3年以上定住する見込みのあるものとする。

2 補助の対象となる住宅は、移住者が3年以上定住せず空き家となった場合は、この事業の補助金の交付日から起算して3年が経過するまでの間、移住促進のために活用され、他の目的では使用されない物件であるものとする。

(補助対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとし、補助金の申請年度内に事業完了が見込まれるものとする。

- (1) 台所、風呂、トイレ等の修繕

- (2) 内装、屋根、外壁等の改修
- (3) 家財道具等の運搬及び廃棄
- (4) 屋内の清掃
- (5) その他移住者が居住するために必要な住宅の改修等

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとし、補助対象事業に要する費用の2分の1に相当する額（この額が40万円を超えるときは、40万円）を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

**第6条** この事業の補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

(補助申請及び交付決定)

**第7条** この事業に係る補助の申請をしようとする者は、空き家バンク活動事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、補助対象事業施行前までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 土地家屋名寄帳の写し
- (4) 見積書
- (5) 補助対象事業施行前の写真
- (6) 売買又は賃貸に関する契約書等の写し（不動産売買契約書、不動産賃貸借契約書等）
- (7) 改修に関する所有者等の承諾書の写し（別記様式第2号。ただし、補助対象者が第2条第1項第2号該当の場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、空き家バンク活動事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により補助の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更及び承認)

**第8条** 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その

申請事項について変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に空き家バンク活動事業補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、空き家バンク活動事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

**第9条** 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から30日以内又は補助申請年度の年度末のいずれか早い日までに空き家バンク活動事業実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書
- （2） 領収書の写し
- （3） 補助対象事業施行後の写真
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは内容を審査し、補助の条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、空き家バンク活動事業補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第10条** 補助事業者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに空き家バンク活動事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助事業者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

**第11条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- （2） 補助対象事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- （3） 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

**第12条** 補助事業者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

**第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月27日告示第31号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月30日告示第63号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月22日告示第24号)

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成31年3月26日告示第41号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和8年3月30日告示第52号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。